

令和元年5月17日

人事院事務総局職員福祉局補償課長

元号を改める政令の施行等に伴う関係人事院事務総局職員福祉局補償課長通知の一部改正について（通知）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行等に伴い、下記に掲げる人事院事務総局職員福祉局補償課長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和元年5月17日以降は、これによってください。

記

- 1 障害等級の決定に係る証明資料について（平成24年3月30日職補一116）

様式1から様式3まで中「昭・平」を削り、「平成」を「令和」に改める。

様式4中「平成」を「令和」に改める。

- 2 ホームヘルプサービスに関する事業の取扱いについて（平成14年4月1日勤補一103）

I 2 (1) 中「平成14年4月」を「令和元年5月」に、「4月から5月」を「5月から6月」に、「4月分」を「5月分」に改め、I 2 (2) 中「平成14年度」を「令和元年度」に、「14-001」を「1-001」に改める。

別添様式1（表）中「平成」を「令和」に改める。

別添協定書を次のように改める。

協 定 書

人事院事務総局職員福祉局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「乙」という。）とは、人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）（以下「規則16-3」という。）第2条第6号に規定するホームヘルプサービスに関する事業におけるホームヘルパー等の紹介について、次のとおり協定する。

第1条 ホームヘルパー等の紹介は、乙の会員である厚生労働大臣許可の有料職業紹介事業者（以下「紹介所」という。）が、この協定に基づき、規則16-3第14条第1項に規定する者（以下「被災職員」という。）からの求人に対して行うものとする。

第2条 ホームヘルパー等の紹介を受けようとする被災職員は、あらかじめ、当該被災職員を所管する実施機関の長（以下「実施機関の長」という。）が発行する介護券（別紙様式1）の交付を受けなければならない。

第3条 紹介所は、被災職員からの求人に対し、被災職員が必要とする介護サービス又は家事援助サービスの内容に照らし適当と認められる者であって、原則として、労災保険に特別加入している者を責任を持って紹介するものとする。

2 紹介所が紹介するホームヘルパー等は、原則として損害賠償責任保険加入者とする。

第4条 紹介所が紹介するホームヘルパー等は、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程又は同等以上の課程の修了者、労災ホームヘルパーその他家事援助の経験を有する者とする。

第5条 ホームヘルパー等が行うサービスの範囲は、次の区分に応じ、次に掲げるものとする。

(1) 介護サービス 入浴、排せつ、食事、衣類の着脱、身体の清拭及び洗髪の介護、医療機関への通院等の介助その他必要な身体の介護

(2) 家事援助サービス 調理、衣類の洗濯及び補修、住居内等の清掃及び整理、生活必需品の買物その他必要な家事援助

第6条 被災職員が紹介所にホームヘルパー等の求人の申込みをするときは、当該紹介所に対し、原則として、紹介を受けることを希望する日の3日前までに、次の事項を連絡するものとする。

(1) 本協定による求人であること

- (2) 求人をする被災職員（以下「求人者」という。）の住所、氏名及び電話番号
- (3) 求めるサービスの区分（介護サービス又は家事援助サービス）及びその内容
- (4) サービスを希望する日又は曜日及び時間帯
- (5) 希望する期間
- (6) その他必要な事項

第7条 紹介所は、求人者に対してホームヘルパー等を紹介するときは、利用期間の開始の日に、求人者あての紹介状等必要な書類をホームヘルパー等に持参させるものとする。

2 求人者とホームヘルパー等とは、利用期間の開始の日に、紹介内容、就労内容等について相互に確認するものとする。

第8条 ホームヘルパー等の勤務時間（訪問から辞去までの実働サービス時間をいう。）については、利用できる時間帯は、原則として、午前7時から午後7時までの間とし、1回3時間を単位として1日について最大9時間まで設定できるものとする。

第9条 ホームヘルパー等の賃金及び交通費、紹介手数料、受付手数料並びに労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料（以下「ホームヘルプサービス費用」という。）の額は、本協定書に附帯する覚書によるものとし、求人者はサービスを受ける都度、介護券（サービスを受ける時間3時間につき1枚）を、記名押印の上、ホームヘルパー等に交付するものとする。

2 ホームヘルパー等は、交付を受けた介護券の半券（紹介所用）を紹介所に提出するものとする。

第10条 求人者は、ホームヘルプサービス費用のうち、賃金に相当する額（以下「賃金相当額」という。）の10分の3に相当する額についてはホームヘルパー等に直接支払うものとし、その余の額についてはホームヘルパー等及び紹介所に受領委任することができるものとする。

2 前項の受領委任を行うに際しては、求人者は、ホームヘルプサービス費用支給申請書（以下「申請書」という。）1号紙（別紙様式2）に受領委任を行う旨記載して、ホームヘルパー等及び紹介所各々に対し、必要の都度、交付するものとする。

第11条 ホームヘルパー等は、求人者から前条第1項の規定に基づく受領委任を受けたときには、賃金相当額と交通費の合計額から賃金相当額の10分の3に相当する額を差し引いた額を実施機関の長に請求するものとする。

2 前項の実施機関の長に対する請求は、請求額の1か月分（月の初日から末日までの合計額をいう。第13条第2項において同じ。）ごとに、申請書1号紙

及び申請書2号紙（別紙様式3）に介護券の半券（介護人用）を添付することにより行うものとする。

第12条 前条第1項の規定に基づく請求について、ホームヘルパー等は、紹介所にその手続を委任することができるものとする。

第13条 紹介所は、求人者から第10条第1項の規定に基づく受領委任を受けたときには、ホームヘルプサービス費用から賃金相当額及び交通費を差し引いた額を実施機関の長に請求するものとする。

2 前項の実施機関の長に対する請求は、請求額の1か月分ごとに、申請書1号紙及び申請書3号紙（別紙様式4）に介護券の半券（紹介所用）を添付することにより行うものとする。

第14条 ホームヘルパー等及び紹介所は、求人者がホームヘルプサービス費用から賃金相当額の10分の3を差し引いた額についても第10条第1項の規定に基づく受領委任の方法によらず直接支払いを行った場合にあっては、当該求人者の求めに応じ、申請書2号紙及び申請書3号紙の記入及び内容の証明に協力するものとする。

第15条 実施機関の長は、第11条第1項及び第13条第1項の規定に基づく請求を受けたときは、原則として、30日以内に支払うものとする。

第16条 ホームヘルパー等及び紹介所は、求人者及び実施機関の長からホームヘルプサービス費用の支払いを受けたときは、領収書を発行する等所要の手続をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ホームヘルパー等及び紹介所は、当該ホームヘルプサービス費用を振込の方法により受領する場合には、その受領分について領収書の発行を要しない。

第17条 この協定及び覚書について、甲は被災職員に対し、乙は紹介所に対し、それぞれ周知徹底を図るものとする。

第18条 乙は、紹介所を通じてホームヘルパー等に対し、求人者の人格を尊重するとともに、業務中に知り得た求人者の身上及び家庭に関する秘密等を他に漏らすことがないよう指導に努めるものとし、この協定が解除された場合にあっては同様とする。

第19条 甲（被災職員を含む。）及び乙（紹介所及びホームヘルパー等を含む。）は、この協定から生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

第20条 この協定の有効期限は、令和元年5月17日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から意思表示がない

ときは、さらに向こう1年間引き続き効力を有するものとし、それ以後の満了の場合も同様とする。

第21条 この協定に定めのない事項、この協定について疑義が生じた場合の措置及び覚書の改定等については、必要の都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月17日

甲 人事院事務総局職員福祉局

局長 合田 秀 樹

乙 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

会長 戸 莉 利 和

介護券 (介護人用)



介護券 (紹介所用)

- 1 利用者名 _____
- 2 発行日 令和 ____年 ____月 ____日
- 3 有効期限 令和 ____年 ____月 ____日まで
- 4 発行者 実施機関の長 ○ ○ ○ ○ [印]

- 1 利用者名 _____
- 2 発行日 令和 ____年 ____月 ____日
- 3 有効期限 令和 ____年 ____月 ____日まで
- 4 発行者 実施機関の長 ○ ○ ○ ○ [印]

※ 利用者記入欄

5 介護を受けた日時
 令和 ____年 ____月 ____日 午前 ____時 ____分 ~ 午前 ____時 ____分
 午後 ____時 ____分 ~ 午後 ____時 ____分

6 受けたサービスの内容 (介護サービス 家事援助サービス)

7 介護又は家事援助サービスに係る賃金及び交通費から自己負担額(賃金の3割相当額)を差し引いた額の受領を(介護人氏名) _____ に委任します。
 利用者住所 _____
 利用者氏名 _____ [印]

※ 利用者記入欄

5 介護を受けた日時
 令和 ____年 ____月 ____日 午前 ____時 ____分 ~ 午前 ____時 ____分
 午後 ____時 ____分 ~ 午後 ____時 ____分

6 受けたサービスの内容 (介護サービス 家事援助サービス)

7 介護人の紹介に要する手数料の受領を(紹介所名) _____ に委任します。
 利用者住所 _____
 利用者氏名 _____ [印]

※ 介護人記入欄 (実施機関提出までに記入してください。)

8 利用者宅までの経路図及び交通費 _____ 円

介護人住所 _____
 介護人氏名 _____ [印]

※ 紹介所記入欄 (実施機関提出までに記入してください。)

[ホームヘルプ費用の内訳]

賃 金	円	} 合計	円
交 通 費	円		
受付手数料	円		
紹介手数料	円		
労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料	円		

振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		預金名義者		

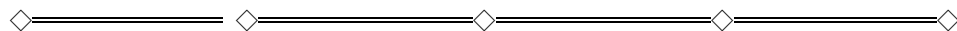
振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		預金名義者		

別紙様式1（裏）

この券を使用する方に

- 1 この券で介護を受ける場合、介護人の賃金の3割相当額をご負担いただきます。
- 2 この券は、介護を受けた都度、「※利用者記入欄」を必ず記入、押印した上で介護人にお渡しください。
- 3 この券は、1枚で3時間の介護を受けることができます。
- 4 この券で受けられる介護は、次の2種類です。したがって、職業紹介所に介護人の紹介を依頼する場合には、「介護サービス」又は「家事援助サービス」のどちらか受けたい方のサービスを申し出てください。
 - ① 介護サービス(入浴、食事、洗髪、病院への通院の介助など)
 - ② 家事援助サービス(調理、洗濯、住居内の清掃、生活用品の買物など)
- 5 この券は、原則として1週間(日曜日から土曜日までの7日間)に3枚の割合で使用できます。なお、この割合を超えて介護券を使用なされたい場合は、あらかじめ実施機関にご相談ください。
- 6 この券は、同じ日に3枚(9時間分の介護)まで使用できます。
- 7 この券は、表面記載の利用者本人以外は使用できません。
- 8 この券は、表面記載の有効期限を経過した場合使用できません。
- 9 有効期限の訂正をしたもの及び発行者の印のないものは使用できません。



職業紹介所の方へ

- 1 介護人の紹介に要する手数料(受付手数料、紹介手数料及び労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料)の実施機関への請求は、この券(「介護券(紹介所用)」の部分)を添付したホームヘルプサービス費用支給申請書1号紙及び3号紙により行ってください。なお、この券の「※紹介所記入欄」及び「振込先金融機関」の欄は、実施機関に提出するまでに必ず記入しておいてください。
- 2 「振込先金融機関」の欄の記入については、銀行以外の金融機関への振込みを希望するときは、その金融機関の名称等を記入してください。また、この券を同一の利用者から継続して受け取っているときには、2枚目以降について同欄の記入を省略しても差し支えありません。

介護人(ホームヘルパー等)の方へ

- 1 この券は、介護を行った都度、必ず利用者から受け取ってください。その際、記入事項(特に、利用者の氏名及び押印、発行者の印の有無、有効期限)を確認の上、利用者の負担額(介護費用の3割相当額)を徴収してください。
- 2 この券は、3時間の介護を行うごとに1枚受け取ってください。
- 3 この券は、原則として1週間(日曜日から土曜日までの7日間)に3枚の割合で使用できます。
- 4 この券は、同じ日に3枚(9時間分の介護)までしか受け取ることができません。
- 5 この券(「介護券(紹介所用)」の部分)は、介護を行った後、職業紹介所に提出してください。
- 6 介護又は家事援助サービスに係る賃金及び交通費から利用者の自己負担額(賃金の3割相当額)を差し引いた額の実施機関への請求は、この券(「介護券(介護人用)」の部分)を添付したホームヘルプサービス費用支給申請書1号紙及び2号紙により行ってください。なお、この券の「※介護人記入欄」及び「振込先金融機関」の欄は、実施機関に提出するまでに必ず記入しておいてください。
- 7 「振込先金融機関」の欄の記入については、銀行以外の金融機関への振込みを希望するときは、その金融機関の名称等を記入してください。また、この券を同一の利用者から継続して受け取っているときには、2枚目以降について同欄の記入を省略しても差し支えありません。

ホームヘルプサービス費用支給申請書

1号紙

		申請回数	第	回
(実施機関の長の官職氏名) 殿 下記のホームヘルプサービス費用の支給を受けた いので申請します。		申請年月日 令和 年 月 日 申請者の住所 氏 名 (印)		
(ホームヘルプサービス費用の受領委任) この申請書によるホームヘルプサービス費用の受領を に委任します。 氏 名 (印)				
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この申請書によるホームヘルプサービス費用の支払を請求します。 請求者の住所 氏 名 (印)				
1 (所属部局)		2 (官職) <input type="checkbox"/> 常 勤 () <input type="checkbox"/> 非常勤		
3 (福祉事業の実施の承認年月日)		令和 年 月 日		
4 (受けている補償の種類) <input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (第 級) <input type="checkbox"/> 障害補償年金 (第 級)		5 (年金証書の番号) 第 号		
6 申請に係る期間		令和 年 月 分		
7 介護人の賃金等		内訳は「11介護人の賃金等の証明」欄記載のとおり		円
8 紹介手数料等		内訳は「12介護人の紹介手数料等の証明」欄記載のとおり		円
9 介護事業者の費用		内訳は「13介護事業者の費用の証明」欄記載のとおり		円
10 ホームヘルプサービス費用支給申請額				円
※受理 令和 年 月 日		※決定 令和 年 月 日		※支払 令和 年 月 日
				※決定金額 円

注 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

2 「(ホームヘルプサービス費用の受領委任)」の欄には、介護等を行った介護人、介護人の紹介を行った職業紹介所又は介護等の供与を行った介護事業者にホームヘルプサービス費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には記入しないこと。

3 2号紙、3号紙又は4号紙の記入に代えて同様事項を記載した介護人、職業紹介所又は介護事業者の証明書を添付してもよい。

※11 介護人の賃金等の証明				(介護等を受けた者の氏名)			
実施年月日	時間帯	介護等の種類	賃金額 (A)	申請者負担額 (B)	賃金請求額 (A) - (B)		
1	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
2	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
3	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
4	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
5	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
6	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
7	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
8	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
9	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
10	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
11	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
12	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
13	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
14	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
15	令和 年 月 日	時~分 時~分	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	
賃金請求額の合計 (C)						円	
交 通 費							
年月日	経路 (交通機関)		金額	年月日	経路 (交通機関)		金額
			円				円
			円				円
			円				円
			円				円
			円				円
			円				円
			円	合 計 (D)			円
介護人の賃金等の合計額 (C) + (D)							円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。							
令和 年 月 日							
介護人の { 住 所 { 氏 名							
							

※12 介護人の紹介手数料等の証明				(介護等を受けた者の氏名)				
実 施 年 月 日	時 間 帯	介 護 等 の 種 類	紹 介 手 数 料	受 付 手 数 料	労災保険特別加入 保険料に充てる べき手数料	合 計	紹 介 人 氏 名	
1	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
2	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
3	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
4	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
5	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
6	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
7	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
8	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
9	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
10	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
11	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
12	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
13	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
14	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
15	令和 年 月 日	時 分 時 分 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事援助	円	円	円	円		
介護人の紹介手数料等の合計							円	
<p>上記の事項は事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>職業紹介所の</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 10px;"> 所在地 名称 代表者氏名 </div> <div style="margin-left: 10px;"> ④ </div> </div>								

ホームヘルプ費用等に関する覚書

人事院事務総局職員福祉局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「乙」という。）とは、令和元年5月17日付け締結のホームヘルパー等の紹介に関する協定書に附帯する覚書として、次のとおり定める。

記

1 賃金、紹介手数料、労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料等について

(1) 賃金

ホームヘルパー等の基本賃金は、別表「ホームヘルプ等利用料金基準表」に定める限度額以内の額とする。

(2) 交通費

ホームヘルパー等の交通費は、往復実費（交通機関の利用に要した費用のうち社会通念上妥当と認められる範囲内のものに限る。）とする。

(3) 紹介手数料及び受付手数料

紹介手数料の額は、(1)で求めた賃金支払総額の10.8パーセントを限度とし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。受付手数料は、1件当たり690円を限度とする。

(4) 労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料の額は、(1)で求めた賃金支払総額の0.55パーセントとし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 食費について

ホームヘルパー等は、求人者から食事を提供された場合は、1食当たり300円として計算して得た額を求人者に支払うものとする。

3 実施時期

この覚書は、令和元年5月17日から実施するものとする。

この覚書を确实なものとするため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月17日

甲 人事院事務総局職員福祉局

局長 合田 秀 樹

乙 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

会長 戸 莉 利 和

ホームヘルプ等利用料金基準表

(単位：円)

	適用地域（都道府県）	区分	勤務時間	利用時間帯別料金			土・日・祝日 午前7時～ 午後7時
				平 日			
				午前9時～ 午後5時	午前9時前又 は午後5時後 の利用時間を 1時間含む場合	午前9時前又 は午後5時後 の利用時間を 2時間含む場合	
I	埼玉、千葉、東京、 神奈川、静岡	A	3時間	6,500 (1,950)	7,050 (2,115)	7,600 (2,280)	8,150 (2,445)
		B	3時間	3,800 (1,140)	4,100 (1,230)	4,450 (1,335)	4,750 (1,425)
II	栃木、茨城、群馬、新潟 富山、山梨、長野、愛知 三重、滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良	A	3時間	6,000 (1,800)	6,500 (1,950)	7,000 (2,100)	7,500 (2,250)
		B	3時間	3,500 (1,050)	3,800 (1,140)	4,100 (1,230)	4,400 (1,320)
III	北海道、宮城、福島、 石川、岐阜、和歌山、 鳥取、岡山、広島、沖縄	A	3時間	5,700 (1,710)	6,200 (1,860)	6,650 (1,995)	7,150 (2,145)
		B	3時間	3,300 (990)	3,600 (1,080)	3,850 (1,155)	4,150 (1,245)
IV	秋田、山形、福井、島根 山口、徳島、香川、愛媛 福岡、佐賀、大分	A	3時間	5,400 (1,620)	5,850 (1,755)	6,300 (1,890)	6,750 (2,025)
		B	3時間	3,100 (930)	3,350 (1,005)	3,600 (1,080)	3,850 (1,155)
V	青森、岩手、高知、長崎 熊本、宮崎、鹿児島	A	3時間	5,100 (1,530)	5,550 (1,665)	5,950 (1,785)	6,400 (1,920)
		B	3時間	3,000 (900)	3,250 (975)	3,500 (1,050)	3,750 (1,125)

注1 「区分」欄のAは介護サービスを、Bは家事援助サービスを示す。

2 「区分」欄のAの介護サービスは、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程又は同等以上の課程の修了者又は労災ホームヘルパーが行うものとする。

3 「利用時間帯別料金」欄の（ ）は求人者負担分（料金の10分の3）の額である。

3 年金たる補償及び年金たる特別給付金の支給決定の承認申請に際し添付する資料について（平成2年3月15日職補—95）

別添「年金支給決定の承認申請に際し添付する資料一覧〔各年金に共通〕」の表中「人事院様式」を削り、同別添の（備考）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同別添の生計維持関係証明書・生計同一関係証明書（

「

参考2）中「平成」を「令和」に改め、同別添の療養経過報告書（参考3）中

平成元. 4. 30 「令和元. 5. 1

を に改め、同別添の日常生活支障状況調査票

5. 1

」 」

（参考4）中「平成」を「令和」に改める。

以 上